

繰越欠損金削減計画

平成 21 年 8 月 21 日

独立行政法人中小企業基盤整備機構

1. 繰越欠損金削減計画の基本的な考え方

(1) 繰越欠損金の現状

独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）が運営する小規模企業共済制度における繰越欠損金¹は、平成 16 年 7 月の中小機構発足時に▲9,420 億円²に達していたが、平成 16 年度からの予定利率の引き下げに加え、運用環境の好転もあって平成 18 年度末には▲5,026 億円まで縮小した。しかし、平成 19 年度以降の世界的な金融市場の混乱の影響を受けて、繰越欠損金は再び増加に転じ、平成 20 年度末には、▲9,982 億円に達している（責任準備金³85,660 億円に対して▲11.7%）。

(2) 繰越欠損金削減計画の必要性

- ① 中小機構の第 2 期（平成 21～25 年度）中期目標として、財務内容の改善に関する事項に「安全かつ効率的な資産運用に留意しつつ、繰越欠損金の解消に向けた中期目標期間中の削減計画を策定することにより、その削減に努める。」と掲げられている。
- ② なお、共済金の支払いに係るキャッシュ・フローについては、共済契約者の掛金収入及び約 53,000 億円保有する国内債券（簿価）の利金収入と償還金の一部で安定的に賄えることができ、当面の問題はないと言えるが、中長期的な観点からは、繰越欠損金は本共済制度の安定性に悪い影響を及ぼしかねず、また、加入者に本共済制度への不安感を与えるきっかけとなりかねない。
- ③ 上記①、②のため、今後の財政の健全化に向けた道筋を明確にする繰越欠損金削減計画（以下「削減計画」という。）を策定しておくことが必要である。

(3) 削減計画の前提

① 予定利率等

平成 21 年 6 月 19 日に開催された中小企業政策審議会経営安定部会に

¹ 将来の共済金等支給理論値の金額（責任準備金）に対する年度末決算時の運用資産との差額

² 小規模企業共済勘定給付経理の金額である。以下同じ。

³ 5頁の（別表1）参照

において、同部会の小規模企業共済制度検討小委員会で取りまとめられた「小規模企業共済制度の見直しについて」が審議され、加入資格の拡大と併せて、繰越欠損金解消の基本的考え方が示された。これに基づき、繰越欠損金の解消に至る間は、本共済制度の予定利率は1.0%を維持し、付加共済金の支給要件の緩和も行わない。ただし、繰越欠損金解消の進捗が、想定する解消期間よりも大幅に遅れる状態が継続して見込まれる場合には予定利率の引下げを検討し、逆に、大幅に進む状態が継続して見込まれる場合には予定利率の引上げ又は付加共済金の支給要件の緩和のいずれかを検討する。

② 財政収支と責任準備金

本共済制度の将来の財政収支と責任準備金について、個人事業の共同経営者に係る加入者拡大を進めた場合（小規模企業共済法の一部改正を反映した場合）と、そうでない場合の2ケースで推計することとする。この2ケースについて、平成35年度まで推計した責任準備金の推計は（別表1）のとおりである。

③ 削減計画の始期

削減計画の始期は、第2期中期計画期間（平成21～25年度）の初年度にあたる平成21年度とする。

2. 削減計画の具体的な内容

（1）繰越欠損金の解消年限

小規模企業共済の制度創設以来の加入者累計における平均年齢が46.0歳であること及び脱退者の平均年齢が63.8歳（平成19年度）であることを踏まえると、今後3期（第2～4期）の中期計画期間（15年間）終了時までには繰越欠損金を解消することが妥当な目標と考えられる。また、第2期中期計画期間（平成21～25年度）及び第3期中期計画期間（平成26～30年度）までの10年間で繰越欠損金を解消しようとする、リスクを過度に取る必要があり、運用環境が下方に振れた場合の繰越欠損金額が、第2期中期計画期間中に於いて平成20年度末の▲9,982億円よりも大きくなることも予想されることから、第4期中期計画期間中（平成31～35年度）での繰越欠損金解消を「標準シナリオ」とし、その中でリターンとリスクのバランスを考慮して解消期間を13～15年間とすることが妥当な目標と考えられる。

(2) 第2期中期計画期間内の繰越欠損金削減目標額

平成20年度末の繰越欠損金▲9,982億円を13～15年間で解消しようとする、各期間均等に繰越欠損金を削減していくこととすれば、削減金額は年間約660～770億円程度となる。

しかし、長期推計によれば推計期間中の後年度になればなるほど運用資産が増加し、同じ運用利回りでもより多額の運用益が生じることから、削減計画スタートの中期計画期間に当たる第2期中期計画期間では、繰越欠損金の削減金額の目標を約3,000億円程度に設定することが妥当である。

(3) 必要な運用利回り

上記の削減目標を達成するために必要な運用利回り⁴は、約2.0～2.1%となる。ただし、この運用利回りは、運用環境が長期推計で想定している平均的な姿で推移すると仮定したときの計算値である。

3. 削減計画達成のための措置

(1) 「安全かつ効率的」な運用

小規模企業共済事業の資産運用に当たっては、引き続き「小規模企業共済資産運用の基本方針」等関連法令及び規程を遵守し、安全かつ効率的な資産運用に留意するとともに、定期的に「資産運用委員会⁵」の助言と評価を受けて、運用成果の向上を図る。

(2) 基本ポートフォリオの改定

上記2-(3)の必要な運用利回りを確保するために、「資産運用委員会」での審議も踏まえ、中長期的な投資資産の配分として(別表2)のとおり基本ポートフォリオを改定する。

(3) 加入促進

本共済制度への加入者増は、中期的には共済財政の改善に貢献するものである、第2期中期計画で定めた小規模企業共済制度加入目標件数を確実に達成するように努める。加えて、小規模企業共済法の一部が改正された場合には、新たな加入対象として予定される「個人事業主の営む事業の経営に従事する個人(共同経営者)」の加入を促進する。

⁴ 必要な運用利回りとは「期待収益率」のことである。

⁵ 中小機構に設置した外部の年金資産運用、ファイナンス等の専門家から構成する委員会

4. その他

(1) 「資産運用委員会」への報告

毎年度、「資産運用委員会」に削減計画の進捗状況を報告し、助言と評価を受け、その後の資産運用に反映させるものとする。

(2) 削減計画の見直し

削減計画は、第2期中期計画期間中において、その時の財政状況及び運用環境等により見直しが必要な場合には、「資産運用委員会」での審議を踏まえ基本ポートフォリオと併せて見直すものとする。

(3) 予定利率の変更等

前掲の中小企業政策審議会経営安定部会小規模企業共済制度小委員会で取りまとめられた「小規模企業共済制度の見直しについて」に基づき、上記の1-(3)-①の予定利率等の変更は、上記2-(1)の「標準シナリオ」(第4期中期計画期間中に繰越欠損金を解消)と比較して、繰越欠損金の解消が平成35年度より5年以上遅れることが継続して見込まれる場合を「大幅に遅れる場合」、平成30年度より5年以上早まることが継続して見込まれる場合を「大幅に進む場合」とする。

以上

(別表 1)

責任準備金の推計

【小規模企業共済法の一部改正を反映した場合】

(平成21年度から平成35年度まで各年度末での金額を推計)

(単位:億円)

H20年度 決算額	H21年度 見込額	H22年度 見込額	H23年度 見込額	H24年度 見込額	H25年度 見込額	H26年度 見込額	H27年度 見込額	H28年度 見込額	H29年度 見込額	H30年度 見込額
85,660	86,145	86,454	86,753	87,028	87,284	87,540	87,790	88,017	88,227	88,406
	H31年度 見込額	H32年度 見込額	H33年度 見込額	H34年度 見込額	H35年度 見込額					
	88,567	88,691	88,783	88,843	88,808					

【小規模企業共済法の一部改正を反映しない場合】

(平成21年度から平成35年度まで各年度末での金額を推計)

(単位:億円)

H20年度 決算額	H21年度 見込額	H22年度 見込額	H23年度 見込額	H24年度 見込額	H25年度 見込額	H26年度 見込額	H27年度 見込額	H28年度 見込額	H29年度 見込額	H30年度 見込額
85,660	86,145	86,428	86,653	86,809	86,900	86,949	86,952	86,897	86,790	86,620
	H31年度 見込額	H32年度 見込額	H33年度 見込額	H34年度 見込額	H35年度 見込額					
	86,406	86,129	85,797	85,415	84,923					

(注1)平成21年3月末を基準に同年8月に推計したものである。小規模企業共済法の一部改正を反映した場合は、平成22年度以降毎年度、反映しない場合よりも新規加入数が1万人増えると想定している。

(注2)小規模企業共済制度では、「独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務(産業基盤整備業務を除く。)に係る業務運営、財務及び会計に関する省令」(平成16年経済産業省令第47号)第18条に基づき、将来の共済金等支給のために理論的に積み上げておくべき金額を「責任準備金」として、年度末決算において貸借対照表の負債に計上している。上表は、小規模企業共済勘定給付経理の貸借対照表の負債に計上する責任準備金を推計したものである。

(別表 2)

基本ポートフォリオ

小規模企業共済法(昭和40年法律第102号)第25条の規定に基づいて中小機構が策定した「小規模企業共済資産運用の基本方針」において、下表の基本ポートフォリオを定めている。

基本ポートフォリオ

(平成21年8月～)

市場運用(委託運用)分 18.3%

(単位:%)

	国内債券 (簿価)	短期資産	融資経理 貸付金	国内株式	国内債券 (時価)	外国株式	外国債券	生命保険 資産	合計
資産配分	70.2	2.0	6.0	4.8	5.3	4.8	3.4	3.5	100.0
許容乖離幅	±3.0	±2.0	—	±2.0	±2.0	±2.0	±2.0	±2.0	

(平成21年8月現在算定) 期待収益率:2.09%, 標準偏差:1.69%

【補足】

- ・国内債券(簿価) → 満期保有目的で、国債、地方債、政府保証債、財投機関債、社債、金融債を取得
- ・短期資産 → 大口定期預金等で共済金等の支払資金に充てるため短期間で運用
- ・融資経理貸付金 → 共済契約者への貸付資金、小規模企業共済勘定給付経理から同勘定融資経理へ貸付
- ・国内株式・国内債券(時価)・外国株式・外国債券
→ 内外の株式・債券市場で運用、投資顧問会社、信託銀行に委託して運用
- ・生命保険資産 → 生命保険会社(一般勘定団体年金保険)で運用